

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

突然、身に覚えのないサイトから 料金請求のSMSがきた!

質問:利用した覚えのないところから、「有料サイトの未納料金が発生しています。本日中に連絡がない場合は法的手段に移行します」という SMS が届きました。どうすればよいですか。

回答:質問のような身に覚えのない料金を請求する SMS は実際に利用したサービス等の請求ではなく、架空請求の可能性が高いものです。

●身に覚えのない場合は、相手には連絡せず様子を見ましょう。 相手に連絡すると、やり取りをする中で、金銭を請求されたり、 新たに個人情報を知られることで、その後も同じような SMS や メールが届く可能性があります。

SMS 等がしつこく送られてくる場合は、メールブロックサービスの利用やメールアドレスの変更を検討しましょう。

※困ったときは、消費生活センターに相談しましょう

◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」「見守り」を日頃から行い、消費者被害の未然防止と、被害に気づいていない人には、気づかせる機会を設けてください。

「自分は、大丈夫」と思っているあなた、・・・騙されやすいタイプです。

~ 不安を感じたら迷わず電話 ~

◆ 長野市消費生活センター 224-5777 (消費者ホットライン 188)

【発行元】

長野市地域・市民生活部 市民窓口課 消費生活センター 〒380-0835 長野市大字南長野新田町 1485-1 長野市もんぜんぷら座4階

電話 026-224-5777 FAX 026-223-1818